

令和4年2月18日

「技能実習制度運用要領」の一部改正について

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）に基づく技能実習制度の運用に必要な事項を定めた「技能実習制度運用要領」の一部を別添のとおり改正するので、公表いたします。

【改正箇所】第5章第2節第2(2) 臨時監査に関するもの 最終行目～

(傍線赤字部分は改正部分)

改正後	現行
<p>(2) 臨時監査に関するもの</p> <p>(略)</p> <p>○ この臨時の監査については、実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせていないなどの情報を得たときはもとより、実習実施者が不法就労者を雇用しているなど出入国関係法令に違反している疑いがあるとの情報を得たとき、実習実施者が技能実習生の労働災害を発生させたなど労働関係法令に違反している疑いがあるとの情報を得たときなどにも行うことが求められます。</p> <p><u>○ 特に、技能実習生に対する暴行、脅迫</u> <u>其他人権を侵害する行為が疑われる情報</u> <u>を得た場合については、迅速かつ確実に</u> <u>臨時監査を実施する必要があります。</u> <u>また、臨時監査後、電話等により、その</u> <u>概要を直ちに実習実施者の住所地を管</u> <u>轄する機構の地方事務所・支所の指導課</u> <u>に連絡するとともに、当該監査の実施結</u> <u>果については、監査報告書によりとりま</u> <u>とめの上、速やかに同課に報告する必要</u> <u>があります。</u> <u>具体的には、監査報告書について、技</u> <u>能実習生の保護や早期の事案の解明が求</u> <u>められることから、臨時監査実施後、遅</u> <u>くとも2週間以内に報告することが求め</u> <u>られます。</u></p>	<p>(2) 臨時監査に関するもの</p> <p>(略)</p> <p>○ この臨時の監査については、実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせていないなどの情報を得たときはもとより、実習実施者が不法就労者を雇用しているなど出入国関係法令に違反している疑いがあるとの情報を得たとき、実習実施者が技能実習生の労働災害を発生させたなど労働関係法令に違反している疑いがあるとの情報を得たときなどにも行うことが求められます。</p> <p><u>(新設)</u></p>